

株式の分割に関する基準日設定公告

株主各位

平成 27 年 7 月 15 日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 1 4 番 1 4 号
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代 表 取 締 役 社 長 小 方 功

当社は、平成 27 年 7 月 10 日開催の当社取締役会において、平成 27 年 8 月 1 日（土曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 27 年 7 月 31 日（金曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 27 年 8 月 1 日をもって当社定款第 5 条の発行可能株式総数を現行の 12, 470, 400 株から 37, 411, 200 株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

「お知らせ」ならびに「ご注意」

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 27 年 8 月下旬にお届けのご住所にお送りする予定でございます。
2. 平成 27 年 8 月 1 日（土曜日）（実質的には平成 27 年 8 月 3 日（月曜日））付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連 絡 先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 1 0 番 1 1 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）